

令和6年9月25日

課名：農山漁村振興課
担当：藤原、村上
内線：3871
直通：092-643-3527

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：住所 福岡県福岡市博多区博多駅東3-6-3
商号又は名称 明治コンサルタント株式会社 九州支店
- 指名停止の期間：令和6年9月25日～令和7年3月24日（6ヵ月）
- 事実概要：
飯塚農林事務所が令和6年8月8日に行った指名競争入札において、落札者となったが、正当な理由なく契約を辞退したため。
- 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2第12号に該当する。
したがって、本件については指名停止（6ヵ月）とするものである。

【指名停止等措置要綱 別表その2第12号該当】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内